

静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第11号

静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡県漁港管理条例（昭和32年静岡県条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p><b>第17条</b> 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項に規定する採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p><b>第17条</b> 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、<u>法第39条第1項に規定する採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>から土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。